

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 205 号（諮問第 234 号）

件名：関係所属とどのような調整を行ったのか分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 11 月 18 日

2 原処分

令和 4 年 12 月 2 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、不存在を理由として不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 12 月 16 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 2 月 3 日

5 答申

令和 5 年 10 月 24 日

6 審議会の結論

処分庁が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報、審査請求人が行った警察署定数表及び警務課員等名簿の行政文書開示請求に係る決定を行うに際して、関係所属とどのような調整を行ったのかが分かる文書であると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は、審査請求書において、調整したならば文書が存在するはずである旨を主張している。

イ 処分庁によれば、本件開示請求の対象文書を検索したが、本件一部開示決定に至るまで、関係所属間における調整は口頭で行っており、文書を作成していないことから、対象文書が存在しないことを確認したとのことである。

ウ 当審議会において検討したところ、関係所属間における調整は口頭で行っていることから、本件開示請求の対象文書は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象保有個人情報の存否については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

決定期間延長通知書（令和4年8月23日付）に、延長の理由として「関係所属との調整に期間を要すること」と記載されています。

そこで、関係所属とどのような調整を行なったのかわかる文書